

③「保育所保育指針等によらない特色ある教育を行っている認可外保育施設」  
の選定の進め方について（平成30年度対象）

1 基本的な考え方

②「保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設」の審査基準を審査基準としつつ、特色ある教育の内容についても審査し、加点する。

2 公募方法

- ・「公募としては②の募集として行う」としていたが、③単独の募集があるものと考えていた事業者もいる可能性があるため、平成30年度に限り、③単独の募集として行う。（平成30年4月実施予定）
- ・公募方法は②の公募に③特色ある内容を追加したもので公募する。
- ・選定については、まずは②として審査する。審査の結果、②として基準を満たした場合は②の対象施設とする。②として基準を満たさなかった場合は、③として審査を行う。
- ・平成29年度に実施した公募で②の基準を満たさなかった施設に対しては、別に③のみの公募を行う。（平成30年4月実施予定）

3 ③の採点基準

- ・②の合格点である60点に満たなかった施設について、③「特色ある教育」部分についての追加資料の提出及び③としてのプレゼンテーション・ヒアリングにより、加点する点数を決定する。
- ・加点した結果、60点以上となった場合は③の基準を満たす施設として補助対象施設とする。

※1 50点以上の点数を獲得した者を対象とし、50点に満たない者は対象外とする。

※2 50点以上の点数を獲得したものの「各大項目（17項目）で50%以上の点数を獲得」という条件を満たしていない場合は、満たしていない大項目についてのみ、公募時に追加資料の提出を求め、再審査し、条件を満たすと判断した場合は、その大項目の点数を配点の半分の点数とし（6点満点であれば3点）、審査時の点数との差の点を加点する。（6点満点で審査時が2.5点の場合、半分の点数である3点との差0.5点（3点－2.5点）を加点する。）再審査で加点が認められない場合は、補助対象施設になることができない。

※3 その上で、「特色ある教育」について、10点を上限に審査する。審査の結果、60点以上の点数を獲得した場合、補助対象施設として選定する。ただし、「特色ある教育」としての加点を5点以上獲得することを条件とし、獲得できなかった場合は、60点以上の点数となっていたとしても、補助対象施設になることができない。

「特色ある教育」についての審査項目

審査項目		審査内容	配点
1	方針・目的	・教育・保育にかかる施設の方針や目的が明確である。 ・方針や目的について、根拠や裏づけとなる考えがある。	2
2	計画性	・方針・目的に基づく年間、月間、週間、日々の計画を作成している。 ・各計画間の整合性が取れている。	2
3	実行性	・計画に基づいて、日々の教育・保育が実行されている。 ・月、週、日々の振り返りを行っている。	2
4	評価・改善	・方針・目的や年間計画等について定期的に評価し、評価に基づき改善を行っている。	2
5	職員参加	・各計画は職員に周知・理解されている。 ・各計画の作成に職員が参加している。	2
合 計			10

各審査項目における採点の考えは、次のとおり

2点 … 項目の内容を満たしている

1点 … 項目の内容を概ね満たしているが、改善が必要などところがある

0点 … 項目の内容を満たしていない

③の採点の具体例（合格の例）

審査項目		②審査時 点数	基準適合 (50%以上)	再審査による 加点 (※2)	特色ある教育の 加点 (※3)	最終の点数
大項目	配点					
1	4	2.3	○	—	—	2.3
2	4	2.0	○	—	—	2.0
3	8	2.4	×	<b>4-2.4=1.6</b>	—	<b>4.0</b>
4	6	2.7	×	<b>3-2.7=0.3</b>	—	<b>3.0</b>
5	6	2.7	×	<b>3-2.7=0.3</b>	—	<b>3.0</b>
6	6	3.0	○	—	—	3.0
7	6	3.3	○	—	—	3.3
8	6	2.6	×	<b>3-2.6=0.4</b>	—	<b>3.0</b>
9	6	3.0	○	—	—	3.0
10	4	2.0	○	—	—	2.0
11	8	4.0	○	—	—	4.0
12	6	3.6	○	—	—	3.6
13	6	3.3	○	—	—	3.3
14	6	3.9	○	—	—	3.9
15	8	4.6	○	—	—	4.6
16	6	5.1	○	—	—	5.1
17	4	2.0	○	—	—	2.0
特色	10	—	—	—	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>
合 計		<b>52.5</b>	—	—	—	<b>60.1</b>